

## 令和7年度第12回三春町農業委員会議事録

- 1 令和8年2月16日（月）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第12回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 11名  
2番 佐藤 一八      3番 増子 義男      4番 橋本文夫  
6番 武内 徹      7番 新田俊男      8番 門馬稔治  
9番 大内昌子      10番 佐久間 稔      11番 渡辺良一  
12番 渡邊重吉      13番 影山忠夫
- 3 欠席委員 2名  
1番 大津早苗      5番 八木沼孫一
- 4 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤 晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主査：本田 侑
- 5 審議案件  
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第48号 三春町農用地利用集積計画について  
議案第49号 令和8年度三春町農作業労働賃金標準額の設定について  
議案第50号 令和8年度三春町における農地賃借料情報の提供について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。  
9番 大内昌子 委員      10番 佐久間 稔 委員

## 8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。  
会長の議長でよろしくお願いいたします。

### 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo. 1とNo. 2が関連ありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、込木集会所から東へ130mのところ、込木地内(株)ISCから北東に130mのところではす。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 佐藤一八 委員、現地調査報告

委員： 2月4日午前9時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

No. 1は、耕作・草刈り等が行われ適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われます。

No. 2の申請地は、現在は作付けされておりませんが、譲受人が農業に従事し適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No. 3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、富沢地内きがる湯から西へ約1kmのところではす。

事務局： (議案説明)

- 議長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告
- 委員： 2月9日午前9時15分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、申請地は、現在は作付けされておりましたが、譲受人が農業に従事し適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議長： 続いて、No. 4について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、西方公民館から西へ250mのところでは、
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした7番新田委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 7番 新田 俊 男 委員、現地調査報告
- 委員： 2月4日午前11時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、現在は作付けされておりましたが、譲受人が農業に従事し適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No. 5 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、実沢 5 区集会所から南へ 9 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 1 0 番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1 0 番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

委 員： 2 月 9 日午前 9 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、耕作・草刈り等が行われ適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われま  
す。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No. 6 と議案第 4 7 号No. 4 が関連ありますので一括して事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項及び農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、平沢地内のびっこらんど三春から北へ 1 5 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 6 番武内委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 6 番 武内 徹 委員、現地調査報告

- 委員： 2月3日午前9時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
30番地の8は耕作・草刈り等が行われ適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われま  
す。  
30番地の1及び5は、西側を道路、南北を宅地、東側を畑に囲まれています。  
東側の農地は保全管理されている状態であり、特に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま  
す。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

#### **議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について**

- 議長： 「議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
- 事務局： それでは事務局の説明を求めます。  
この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、所有権を移転しようとするものです。  
場所は上舞木地内岩江防災センターから北へ30mのところ  
です。
- 事務局： (議案朗読)
- 議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし。
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。
- 議長： 続いて、No. 2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、所有権を移転しようとするものです。  
場所は平沢地内御木沢地区公民館から北東へ370mのところでは、

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした6番武内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 6番 武内 徹 委員、現地調査報告

委員： 2月3日午前9時20分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地については、西側及び南側を公衆用道路、北側を宅地、東側を山林及び畑に囲まれています。  
東側の農地は保全管理されている状態であり、特に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま

議長： 以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議長： 続いて、No. 3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、所有権を移転しようとするものです。  
場所は七草木地内旧三春工業から北へ230mのところでは、

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした6番武内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 6番 武内 徹 委員、現地調査報告

委員： 2月3日午前9時30分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地については、南側を道路、そのほかを山林原野に囲まれています。  
周りに農地はないので、特に影響はないものと見受けられ、この転用は止むを得ないものと思われま

議長： 以上、現地調査の報告といたします。

- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

#### 議案第48号 三春町農用地利用集積計画について

- 議長： 「議案第48号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。
- それではNo. 1について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。  
場所は、斎藤地内旬菓工房から北東に700mのところ  
です。
- 事務局： (議案朗読)
- 議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし。
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。
- 議長： 続いて、No. 2について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。  
場所は、鷹巣地内中妻公民館から西に650mのところ  
です。
- 事務局： (議案朗読)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

#### 議案第49号 令和8年度三春町農作業労働賃金標準額の設定について

議 長： 「議案第49号 令和8年度三春町農作業労働賃金標準額の設定について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この内容は、先月「その他」の事項で協議していただきました。  
このままご意見等なければ、この金額として設定することといたします。  
また、この内容は、「農業委員会だより」に掲載して、3月1日付けで、町内全戸配布いたします。

事務局： (議案朗読)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第50号 令和8年度三春町における農地賃借料情報の提供について

議長： 「議案第50号 令和8年度三春町における農地賃借料情報の提供について」を議題とします。

事務局： このままご意見等ありませんでしたらこの金額として設定することといたします。  
また、この内容も、「農業委員会だより」に掲載します。

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第12回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和7年度第12回三春町農業委員会を午後4時15分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 影山 崇夫

9番委員 大内 昌子

10番委員 佐久間 稔

